

## 緊急事態措置実施に係る飲食店に対する協力金

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態措置」として、県内全域の飲食店に対して、休業又は営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます）を8月20日から9月12日まで要請します。

この要請に応じていただいた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。申請受付は、第8期として要請期間終了後に受付を開始します。

### 1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業又は時短営業等に協力していただいた店舗単位に支給します。

### 3 支給額等（8月20日以降（第8期）の内容）

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置]
対象期間	令和3年8月20日(金)～9月12日(日)（要請期間終了後に申請受付開始予定）
対象区域	県内全域
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）
要請内容	<p>① 休業要請 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店及び利用者による酒類の店内持ち込みを認めている飲食店を含む）への休業要請</p> <p>② 時短要請 酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）しない飲食店等への時短要請（5時～20時）</p>
支給額	<p>1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・10万円以下の店舗：4万円</li><li>・10～25万円の店舗：（前年度等の1日当たり売上高）×0.4の額</li><li>・25万円以上の店舗：10万円</li></ul> <p>〈大企業〉 *中小企業もこの方式を選択可 1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）</p>

### 4 協力金の早期支給

協力金の早期支給（前払い）については、8月20日（金）から緊急事態措置が適用されることを踏まえ、まん延防止等重点措置に係る早期支給分の申請受付を8月19日（木）で終了します。

なお、第8期分（要請期間8/20～9/12）の早期支給については、国の取扱い方針が明らかになり次第、申請方法等詳細を県協力金ホームページ等でお知らせします。

5 8月2日～8月19日（第7期）の協力金の取扱い

項目	まん延防止等重点措置区域	その他区域
対象区域	<8月2日～8月15日> 神戸・阪神南・阪神北地域・東播磨地域・姫路市	<8月2日～8月15日> 北播磨・中播磨（姫路市除く） ・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
	<8月16日～8月19日> 神戸・阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域	<8月16日～8月19日> 但馬
対象期間	令和3年8月2日(月)～8月19日(木)（18日間）	
対象施設	対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時までに短縮すること。</li> <li>酒類の提供(*)を全面禁止すること。</li> <li>カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、午後9時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後9時までに短縮すること。</li> <li>酒類の提供(*)を、午前11時から午後8時までとすること。</li> <li>カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。</li> </ul>
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大18日間）	
	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・8.75万円以下の店舗：3.5万円 [国基準の下限額（3万円）に県独自で5千円加算] ・8.75万円超～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.3の額 ・25万円以上の店舗：7.5万円
	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限：20万円）	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）
申請受付	第6期分（要請期間7月12日～8月1日）とあわせて8月下旬から申請受付開始予定。申請方法等詳細は県協力金ホームページ等でお知らせします。	

(\*) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～	8/2～	8/16～	8/20～9/12
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]	[緊急事態措置]	[まん延防止等重点措置]	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]	[まん延防止等重点措置]	[緊急事態措置]	[緊急事態措置]	[緊急事態措置]
	阪神北地域・明石市										
	東播磨(明石市除く)・姫路市										
	中播磨地域(姫路市除く)										
	北播磨・西播磨・丹波・淡路地域										
	但馬地域										
申請期間		5/25～6/30 【第3期】	6/1～6/30 【第4期】	7/12～受付開始 【第5期】	8月下旬 受付開始 【第6期】	8月下旬 受付開始 【第7期】	要請期間終了後 に受付開始 【第8期】				